

## 公募型見積合せへの参加にあたっての留意事項

地方独立行政法人堺市立病院機構（以下「法人」という。）が実施する公募型見積合せに参加を希望する者は、以下の点に留意し、法人に見積書を提出することにより当該見積合せに参加すること。

### 1. 公募型見積合せへの参加要件

参加要件は次のとおりとする。なお、見積合せ終了後に、参加要件を満たさないなどの事実が判明した場合は、契約を締結しない場合がある。

(1) 次のいずれにも該当しない者

ア 当該契約を締結する能力を有しない者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者及び堺市暴力団排除条例（平成24年条例第35号）第2条第1号から第3号に該当する者

エ 堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱（平成11年制定）による入札参加停止若しくは入札参加回避の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）

(2) 仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できる者

### 2. 参加に係る質疑

参加にあたり質疑がある場合は、見積書提出期日の前日までに仕様書に記載の担当者まで電子メール（以下「専用アドレス」という。）にて問い合わせをすることができる。メール送信後は、担当者まで電話連絡を行うこと。なお、メールのタイトルは「質疑について（物品：〇〇）」などとする。

なお、法人による質疑への回答は、質問者への個別の回答とする。

### 3. 見積書の提出

見積書は、提出期日までに専用アドレス宛にPDF形式など機種に依存せずかつ改変できない電子データにより提出すること。なお、メールのタイトルは「見積書の提出について（件名：〇〇）」などとする。

法人による見積合せの実施後、法人より契約の相手方に決定した旨の連絡を受けた者は、速やかに見積書の原本を担当者まで持参又は郵送により提出すること。

#### 【見積書の記載事項】

- ・宛名は「地方独立行政法人堺市立病院機構 理事長 殿」とする。
- ・商号又は名称、住所、代表者職氏名、代表者印は、原則として落札後作成される契約書や請書への記入内容と同一とする。
- ・品名、規格及び数量等の詳記は、仕様を満たすこと。
- ・見積金額（税抜）、消費税及び地方消費税の相当額（以下「消費税額等」という。）及び合計金額（税込）を明記する。
- ・品目が複数の場合又は付属品等がある場合は内訳金額を記載すること。
- ・消費税額等は、外税（税別）方式で記入する。なお、消費税額等に円未満の端数がある場合は切捨てとする。ただし、税抜金額が算出しがたい場合は、「税込」と表示のうえ、税込金額のみを記載することも可とする。

#### 4. 契約の相手方の決定

法人は、提出期日到来後、契約の相手方を決定する。最低価格提示が複数者あった場合は再度の見積合せ又はくじにて決定する。なお、選定の結果は契約の相手方（予定）に対してのみ連絡する。

#### 5. その他

法人は、契約の相手方を決定するまでに見積合せを中止する場合がある。中止の旨は法人ホームページに掲載する。

#### 6. 本件に関する問合せ先

地方独立行政法人堺市立病院機構

法人本部 法人事務局 総務人事部 総務課

T e l : 0 7 2 - 2 8 9 - 7 0 3 1

F a x : 0 7 2 - 2 7 2 - 9 9 1 1